

○山梨県警察学生サイバー防犯ボランティア運用要領の制定について

〔 令和 5 年 7 月 5 日 〕
〔 例規甲（サ対）第 2 5 号 〕

（概要）

山梨県警察におけるサイバーパトロール活動については、山梨県警察サイバーパトロール・モニター運用要領の制定について（令和 5 年 3 月 2 4 日付け、例規甲（サ対）第 8 9 号。以下「旧要領」という。）により実施してきたところであるが、この度、サイバーパトロール活動の更なる活性化を図るため、山梨県警察学生サイバー防犯ボランティア運用要領を別添のとおり定め、令和 5 年 7 月 5 日から実施することとした。本要領の実施に伴い、旧要領は廃止する。